

基発0526第4号
令和3年5月26日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」の一部改正について

石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第96号）等の施行については、令和3年5月18日付け基発0518第6号「石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」により通達したところです。

今般、令和2年9月1日付け基発0901第10号「石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」の一部を別添のとおり改正しましたので、ご了知いただきますようよろしくお願いいたします。

令和2年9月1日付け基発 0901 第 10 号「石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」新旧対照表

改正後	改正前
<p>石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について</p> <p>石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第277号。以下「告示」という。）については、令和2年7月27日に告示されたところであり、令和5年10月1日から施行することとされている。</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 学科講習及び実技講習（以下「講習」という。）の内容及び講師（第2条関係） <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 実技講習（第2条第3号関係） <p>実技講習は、次表の左欄に掲げるいずれかの方法について、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について行われるものであること。なお、実技講習の時間については、それぞれの分析の実施方法について習得するために必要な時間行うこととし、次表の右欄に掲げる時間を目安とすること。</p>	<p>石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について</p> <p>石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第277号。以下「告示」という。）については、令和2年7月27日に告示されたところであり、令和5年10月1日から施行することとされている。</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 学科講習及び実技講習（以下「講習」という。）の内容及び講師（第2条関係） <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 実技講習（第2条第3号関係） <p>実技講習は、次表の左欄に掲げるいずれかの方法について、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について行われるものであること。なお、実技講習の時間については、それぞれの分析方法について習得するために必要な時間行うこととし、次表の右欄に掲げる時間を目安とすること。</p>

(略)

分析の実施方法	内容	時間の目安
(略)	(略)	(略)

(3) (略)

(4) 講習の講師 (第2条第6号関係)

ア 学科講習
(略)

科目	内容	講師の要件
(略)	(略)	(略)
分析の方法の原理と分析機器の取扱方法	<ul style="list-style-type: none"> ・光学顕微鏡の基礎知識(原理と構造) 	大学等において理科系統に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上、次の①又は②のいずれかの実務に従事した経験を有する者であること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 光学顕微鏡に関する研究・教育又は光学顕微鏡を使用した研究・教育等の実務 ② 光学顕微鏡の開発、製造、品質管理等の実務 ※電子顕微鏡に関する実務に従事した経験も有していることが望ましいこと。

(略)

分析方法	内容	時間の目安
(略)	(略)	(略)

(3) (略)

(4) 講習の講師 (第2条第6号関係)

ア 学科講習
(略)

科目	内容	講師の要件
(略)	(略)	(略)
分析の方法の原理と分析機器の取扱方法	<ul style="list-style-type: none"> ・光学顕微鏡の基礎知識(原理と構造) 	大学等において理科系統に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上、次の①又は②のいずれかの実務に従事した経験を有する者であること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 光学顕微鏡に関する研究・教育又は光学顕微鏡を使用した研究・教育等の実務 ② 光学顕微鏡の開発、製造、品質管理等の実務 ※電子顕微鏡に関する実務に従事した経験も有していることが望ましいこと。

(略)	(略)
<p>イ・ウ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 5年以上、石綿含有材料の分析の実務に従事するとともに、講習実施日から遡って3年以内に、指導を担当する石綿含有材料の分析の技術に関して、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」又は一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）」に相当する外部評価を受け、合格している者であること。</p> <p>(3) 修了証の発行</p> <p>講習を実施した者は、講習を修了した者に対し、修了した科目名及び実技講習において行った分析の実施方法を記載した修了証を発行すること。講習の一部を修了した者に対しては、当該修了した一部の講習に係る修了証を発行することができる。</p> <p>(4) 講習を実施した者による報告等</p> <p>講習を実施した者は、毎事業年度経過後2か月以内に、実施した科目名及び実技講習において行った分析の実施方法、講師名及びその要件、講習実施回数並びに講習の修了者数について、</p>	<p>イ・ウ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 5年以上、石綿含有材料の分析の実務に従事するとともに、講習実施日から遡って3年以内に、指導を担当する石綿含有材料の分析の技術に関して、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」又は一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）」に相当する外部評価を受け、合格している者であること。</p> <p>(3) 修了証の発行</p> <p>講習を実施した者は、講習を修了した者に対し、修了した科目名を記載した修了証を発行すること。講習の一部を修了した者に対しては、当該修了した一部の講習に係る修了証を発行することができる。</p> <p>(4) 講習を実施した者による報告等</p> <p>講習を実施した者は、毎事業年度経過後2か月以内に、実施科目、講師名及びその要件、講習実施回数並びに講習の修了者数について、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課</p>

<p>厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課に報告すること。</p> <p>また、講習を実施した者は、講習修了者について、氏名、生年月日、<u>修了した科目名</u>、<u>実施講習</u>において行った分析の<u>実施方法</u>及び<u>講師名並びに修了年月日</u>を記録した帳簿を備え、5年間これを保存すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>に報告すること。</p> <p>また、講習を実施した者は、講習修了者について、氏名、生年月日、<u>受講科目</u>、<u>講師名及び修了年月日</u>を記録した帳簿を備え、5年間これを保存すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>
---	---